佐世保市地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)実施要綱

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 指定事業者(第3条—第6条)

第3章 事業項目

第1節 移動支援事業 (第7条-第13条)

第2節 日中一時支援事業(第14条—第19条)

第3節 訪問入浴サービス事業 (第20条-第25条)

第4章 利用者負担 (第26条·第27条)

第5章 雑則(第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に規定する地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業及び訪問入浴サービス事業(以下「支援事業等」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

- 第2条 支援事業等の実施主体は、佐世保市(以下「市」という。)とし、支援 事業等を福祉事務所長から指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。) に委託して実施するものとする。
- 2 前項の規定により委託を受けた指定事業者は、支援事業等の実施にあたって知り得た秘密を、正当な理由なく他に漏らしてはならないものとする。

第2章 指定事業者

(指定基準)

第3条 指定事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事業について、それぞれ当該各号に定める基準を満たさなければならない。ただし、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の支援事業等の円滑な利用のために福祉事務所長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 移動支援事業 法第5条第2項に規定する居宅介護を行う事業者として指定を受けていること。
- (2) 日中一時支援事業 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、 設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に規定す る基準を満たしていること。
- (3) 訪問入浴サービス事業 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第3項に規定する訪問入浴介護を行う居宅サービス事業者として指定を受けていること。
- 2 前項の規定は、その事業を適切に運用、実施できるか審査のうえ、指定が 適当であると認められるものでなければならない。

(事業者の指定等)

- 第4条 指定事業者の指定を受けようとする者は、地域生活支援事業者(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)指定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる事業について、それぞれ当該各号に定める書類を添えて申請しなければならない。
 - (1) 移動支援事業 居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者指定書の写し
 - (2) 日中一時支援事業 佐世保市地域生活支援事業者指定申請(日中一時支援)に係る記載事項、管理者の経歴書、定款又は寄付行為等、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表、事業実施予定施設の平面図及び位置図、設備・備品等一覧表、運営規程、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要、指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由
 - (3) 訪問入浴サービス事業 訪問入浴介護にかかるサービス事業者指定書の 写し
- 2 福祉事務所長は、前項の規定による申請について、前条の基準に基づき審査を行うものとし、指定事業者として指定したときは、地域生活支援事業者 (移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)指定決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 指定事業者は、指定に係る届出事項に変更が生じたときは、速やかに当該変更に係る事項を地域生活支援事業者(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)指定内容変更届出書(様式第3号)により福祉事務所長に届け出なければならない。

4 指定事業者は、支援事業等を廃止し、又は休止若しくは再開しようとするときは、あらかじめ地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)廃止・休止・再開届出書(様式第4号)により福祉事務所長に届け出なければならない。ただし、休止の期間が1年を超えた場合は、当該指定事業者は当該支援事業等を廃止したものとみなす。

(調査等)

第5条 福祉事務所長は、支援事業等の委託等に関して必要があると認めると きは、指定事業者又は従業員若しくはその職にあった者等に対し、報告、文 書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問させ、若し くは支援事業等を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備、帳簿書類 その他の物件を検査させることができる。

(事業者の指定の取消し)

- 第6条 福祉事務所長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 その指定を取り消すことができる。
 - (1) 第3条の基準を満たさなくなったとき。
 - (2) 不当な手段によりその指定を受けたとき。
 - (3) 当該指定にかかる支援事業等を適正に実施できる見込みがなくなったとき。
 - (4) 地域生活支援事業給付費の請求に関し、不正が認められたとき。
- 2 福祉事務所長は、前項の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、 当該事業者に対し、地域生活支援事業者(移動支援・日中一時支援・訪問入 浴サービス)指定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

第3章 事業項目

第1節 移動支援事業

(事業の目的)

第7条 移動支援事業は、屋外での移動が単身では困難な障害者等について、 外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促す ことを目的とする。

(内容等)

- 第8条 移動支援事業は、次の各号に掲げる支援を行うものとする。
 - (1) 個別移動支援 個人の障害者等が外出する場合の移動支援
 - (2) グループ移動支援 複数の障害者等からなるグループが外出する場合

- の移動支援
- 2 移動支援事業の実施時間は、午前6時から午後10時までとする。
- 3 次の各号に該当する外出については、移動支援事業による支援は適用しないものとする。
 - (1) 通勤及び営業活動等の経済活動に係る外出
 - (2) 通園、通所及び通学等通年かつ長期にわたる外出
 - (3) 遊興等社会通念上、移動支援事業による支援が適当でない外出
 - (4) 通院
 - (5) 障害者等を支援する法人、団体等又は学校(学校教育法(昭和22年法 律第26号)第1条に規定する学校をいう。)が責任を負うべき外出
 - (6) 障害者等が介護保険法第27条に規定する要介護認定又は同法第32条に規定する要支援認定を受けている場合又はそれらの認定を受けることができる場合にあっては、当該外出に係る介護等が介護保険による給付において算定することができる外出

(対象者)

- 第9条 移動支援事業の対象者は、屋外での移動が単身では困難な障害者等であって、次の第1号から第3号までのいずれかに該当する者であり、かつ第4号から第7号までのいずれかに該当する者とする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認める者はこの限りでない。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づ く身体障害者手帳の交付を受けている者であって、肢体不自由に係る等級 が1級又は2級の者
 - (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい る者
 - (4) 居宅介護の支給決定を受けている者(市が支給を決定している者に限る。)であって、法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第5項に規定する行動援護及び同条第9項に規定する重度障害者等包括支援のいずれの支給決定も受けていない者
 - (5) 法第5条第10項に規定する施設入所支援の支給決定を受けている者

であって、市又は他の市町村から車椅子の給付(車椅子購入のための補装 具費の支給を含む。)を受けている者

- (6) 法第5条第15項に規定する共同生活援助の支給決定を受けている者 (市が支給を決定している者に限る。)
- (7) 介護保険法第27条に規定する要介護認定又は同法第32条に規定する要支援認定を受けている者であって、当該介護保険の給付をもっても、本事業と同等の支援を受けることができないと認められる者

(利用時間数)

第9条の2 対象者の1月の利用時間は、40時間を上限とする。ただし、障害者等の心身の状態、家庭の状況等を勘案し、福祉事務所長が必要と認める場合は、福祉事務所長が必要と認める時間まで利用することができるものとする。

(利用申請)

- 第10条 移動支援事業を利用しようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)利用申請書(様式第6号)を福祉事務所長に提出しなければならない。 (利用の決定等)
- 第11条 福祉事務所長は、前条の申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、移動支援事業による支援を必要と認めたときは、地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)利用決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するとともに、申請者に対し地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)受給者証(様式第8号)を交付する。
- 2 福祉事務所長は、移動支援事業による支援を認めない決定をしたときは、 その理由を付して地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)利用申請却下通知書(様式第9号)により申請者に通知するものと する。

(利用期間)

第12条 福祉事務所長は、前条第1項の規定による利用の決定をする場合に おいて、1年(利用期間の始まりの日が月の途中である場合は、1年後の当 該月の月末までを1年とする。)を超えない範囲内において利用期間を定め るものとする。

(費用の額)

- 第13条 個別移動支援に要する費用の額は、別表1に規定する基本単価に次の身体介護加算を加えて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - (1) 身体介護加算 移動支援中において、排泄介助又は食事介助が行われた場合、1回につき1,000円を加算することとする。ただし、算定できる回数は、支援に要した時間の区分に応じ次に掲げる回数を上限とする。
 - イ 1.5時間以内のとき 1回
 - ロ 1.5時間を超え4時間以内のとき 2回
 - ハ 4時間を超え8時間以内のとき 3回
 - 二 8時間を超えるとき 4回
- 2 グループ移動支援に要する費用の額は、別表1に規定する基本単価に次の 身体介護加算を加えて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その 端数を切り捨てた額)とする。
 - (1) 身体介護加算 移動支援中において、排泄介助又は食事介助が行われた場合、1回につき1,000円を加算することとする。ただし、算定できる回数は、支援に要した時間の区分に応じ次に掲げる回数を上限とする。
 - イ 1.5時間以内のとき 2回
 - ロ 1.5時間を超え4時間以内のとき 3回
 - ハ 4時間を超え8時間以内のとき 4回
 - 二 8時間を超えるとき 5回 第2節 日中一時支援事業

(事業の目的)

第14条 日中一時支援事業は、障害者等の放課後等の日中における活動の場 を確保し、社会に適応する訓練を行うとともに障害者等の家族に対する就労 支援及び一時的な休息の提供並びに障害者等の家族が障害者等の介護がで きなくなった場合における障害者等の一時的な保護を目的とする。

(対象者)

- 第15条 日中一時支援事業の対象者は、市内に住所を有し、自宅で生活する 障害者等であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、福祉 事務所長が特に必要と認める者はこの限りではない。
 - (1) 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部に在籍する者
 - (2) 小学校、中学校又は高等学校に在籍する者

- (3) 義務教育が修了した18歳未満の者
- (4) 第1号から第3号までに該当する者を除く18歳未満の者
- (5) 18歳以上65歳未満の障害者等で法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第5項に規定する行動援護及び同条第8項に規定する短期入所のいずれかについて支給決定を受けている者(法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援、同条第10項に規定する施設入所支援及び第15項に規定する共同生活援助のいずれかについて支給決定を受けている者並びに介護保険法第27条に規定する要介護認定又は同法第32条に規定する要支援認定を受けている者若しくはそれらの認定を受けることができる者を除く。)

(利用回数)

- 第16条 対象者の1月の利用回数は、10回を上限とする。ただし、障害者等の心身の状態、家庭の状況等を勘案し、福祉事務所長が必要と認める場合は、福祉事務所長が必要と認める回数まで利用することができるものとする。 (利用申請)
- 第17条 日中一時支援事業を利用しようとする者は、地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)利用申請書(様式第6号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

(利用の決定及び利用期間等)

第18条 前条の申請に係る決定又は却下の通知及び利用期間については、第 11条及び第12条の規定を準用する。

(費用の額)

第19条 日中一時支援事業にかかる費用の額は、別表2のとおりとする。

第3節 訪問入浴サービス事業

(事業の目的)

第20条 訪問入浴サービス事業は、家庭において入浴が困難な重度身体障害者に対して、移動入浴車による訪問入浴サービスを提供することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第21条 訪問入浴サービス事業の対象者は、市内に住所を有する満18歳以上の障害者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、福祉事務 所長が特に必要と認める者はこの限りではない。

- (1) 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その等級が肢体不自由で1級の者。ただし、介護保険法第19条の規定に基づく認定を受けている者及び認定を受けることができる者を除く。
- (2) 自宅で生活している者であって、法第5条第9項から第11項まで及び 同条第15項の障害福祉サービスの給付を受けていない者
- (3) 前号に掲げる障害福祉サービスと同等のサービスの給付又は措置を受けていない者
- ⑷ 自宅浴槽での入浴が家族等の介助があっても困難な者
- (5) 入院していない者
- (6) 医師が入浴可能と認めた者

(利用申請)

第22条 訪問入浴サービス事業を利用しようとする者は、地域生活支援事業 (移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)利用申請書(様式第6号) に地域生活支援事業(訪問入浴サービス)に関する医師意見書(様式第10 号)を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。

(利用の決定及び利用期間等)

第23条 前条の申請に係る決定又は却下の通知及び利用期間については、第 11条及び第12条の規定を準用する。

(利用冋数)

第24条 対象者の1週の利用回数は、2回を上限とする。ただし、障害者等 の心身の状態、家庭の状況等を勘案し、福祉事務所長が必要と認める場合は、 福祉事務所長が必要と認める回数まで利用することができるものとする。

(費用の額)

第25条 訪問入浴サービス事業にかかる費用の額は、1回あたり12,50 0円とする。

第4章 利用者負担

(利用者負担)

第26条 支援事業等に係る利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。) が支援事業等を利用した場合、利用者は、支援事業等ごとに規定する費用の 額の1割に相当する額を、支援事業等を実施した指定事業者に支払うものと する。ただし、利用者の世帯の家計に与える影響その他の事情をしん酌し、 世帯の状況により、1月に利用者が負担する額の上限(以下「利用者負担上限月額」という。)を次の各号のとおり定め、その額を超えない範囲で負担するものとする。

- (1) 利用の決定がなされた日(以下「決定日」という。)の属する年度(決定日が4月から6月までの間である場合にあってはその前年度とする。以下同じ。)の市町村民税について、利用者が属する世帯(利用者が18歳以上の場合は利用者とその配偶者、18歳未満の場合はその保護者の属する世帯員とする。以下同じ。)の世帯員全員が、均等割・所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。ただし、当該世帯員が地方税法第318条に規定する賦課期日において、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。)をいう。以下同じ。)とも非課税の場合 0円
- (2) 決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する世帯の中で、 税額が最も高い者が均等割課税のみである場合又は所得割額が33,00 0円未満である場合 5,000円
- (3) 決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する世帯の中で、 税額が最も高い者の所得割額が33,000円以上235,000円未満 である場合 10,000円
- (4) 決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する世帯の中で、 税額が最も高い者の所得割額が235,000円以上である場合 20, 000円
- (5) 決定日において、利用者が属する世帯の全員が被保護者等である場合 0円
- 2 前項の利用者負担上限月額は、利用者が本要綱に係る支援事業等以外の支援等を受けている場合、当該支援等とは別に算定するものとし、移動支援事業、日中一時支援事業及び訪問入浴サービス事業について、利用者が2以上

の事業を利用する場合は、それぞれの事業ごとに算定するものとする。この場合において、利用者が障害児に係る利用の決定を受けた保護者であり、かつ、支援事業等を利用する障害児が2人以上であるときは、それぞれの障害児ごとに利用者負担上限月額を算定するものとする。

3 福祉事務所長は、災害その他の特別の事情があることにより、第1項の規 定による負担が困難であると認めるときは、その全部又は一部を免除するこ とができる。

(利用者負担上限月額の変更)

- 第27条 福祉事務所長は、支援事業等の利用期間中において、利用者又は利用者が属する世帯の世帯員に次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、前条に規定する利用者負担上限月額を変更することとする。
 - (1) 世帯員が転入、転出又は死亡したとき。
 - (2) 市町村民税額の更正があったとき。
 - (3) 前条第1項第1号から第4号までの適用を受けている者が被保護者等となったとき。
 - (4) 前条第1項第5号の適用を受けている者が被保護者等でなくなったとき。
- 2 利用者は、前項各号に掲げる事由が生じたときは、その事由を証する書面 を福祉事務所長に提出しなければならない。
- 3 福祉事務所長は、前項の申出に関して変更の決定をしたときは、地域生活 支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)利用者負担上限月 額変更決定通知書(様式第11号)により通知するものとする。
- 4 利用者負担上限月額の変更については、第1項第1号及び第2号は第2項 に基づき申出があった月の翌月から、第1項第3号は当該事由の発生した月 から、第1項第4号は当該事由の発生した月の翌月から変更することができ るものとする。

第5章 雑則

(補則)

第28条 この要綱に定めるもののほか、支援事業等の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
 - (佐世保市移動支援事業実施要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 佐世保市移動支援事業実施要綱(平成18年10月1日施行)
 - (2) 佐世保市障害者等日中一時支援事業実施要綱(平成18年10月1日施 行)
 - (3) 佐世保市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(平成18年10月 1日施行)

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による廃止前の佐世保市障害者等日中一時支援事業実施要綱(以下「旧日中一時支援要綱」という。)第3条第2項の規定による指定を受けている事業者は、施行日に第4条第2項の指定を受けたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際、この要綱による廃止前の佐世保市移動支援事業実施 要綱様式第1号及び様式第2号、旧日中一時支援要綱様式第6号並びにこの 要綱による廃止前の佐世保市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱様 式第1号及び様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を 加え、なお使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による変更前の地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)利用申請書(様式第6号)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第25条の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る訪問入 浴サービスについて適用し、同日前の利用に係る訪問入浴サービスについて は、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第26条第1 項第1号の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条の2及び第16条の規定は、この要綱の施行の日以後に利用を決定した対象者について適用し、同日前までに利用を決定した対象者については、なお従前の例による。